

## 要 望 書

### 中学生等を対象とする「命の大切さを学ぶ」教育の徹底について

#### ○ 要望・意見書提出の法的関連条文

犯罪被害者等基本法 第二章「基本政策」

(国民の理解の増進)第20条

国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

#### 1 「命の大切さを学ぶ教育」要望・意見の背景

殺人事件被害者遺族の会：宙の会（21事件）遺族は、ある日から非日常の生活に入りました。あの日の日常を想い涙する日々が多い中、「私たちと同じような遺族になって欲しくない」という一心から、事件と向き合う一方、一人でも多くの方に『被害者遺族になるとどうなるのか』『加害者家族はどうなるのか』を知っていただくことが、生きた教科書として伝わるのではないかと自らを叱咤して、可能な限りの活動を推進しております。

中でも、「かけがえのない命を奪う」とはどういうことか？「奪ったら」どうなるのか？国民全体に知って欲しいという願いがあります。その為には、人として生まれ育つ過程での、「躰け」ということが大切なことと思います。

しかし、生まれ育った環境が必ずしも正しい躰け教育を為せるかという点、残念ながらそのようなになっていない環境に育つ子供もおります。そこで、学校教育の大切さが問われていると考えています。

これまで、文科省はそのようなことを踏まえて、中学生を対象とする道徳教育の充実に努めてきたと受け止めております。その一端に、被害者となった遺族を含む講演を、カリキュラムの中に取り入れており、宙の会メンバーも教壇に立っております。

講演先は、多い順から示すと、犯罪被害者支援センター・中学/高等学校・警察本部/警察署・地域団体及び弁護士会/宗教団体並びに報道新人研修会など幅広い分野に及んでおります。

講演回数は、宙の会発足以来16年になりますが、年平均10回前後（犯罪被害者週間多い）で概ね月1回ペースで各遺族が講演しております。

殺人事件発生要因の背景には、加害者の人格・その家庭環境・社会環境など、いろいろな観点から分析されているところです。その分析の中で、命の大切さを学ぶ場面は、人格形成に至る中学生前後の子供たちに、適切に教示することが要諦と考えられます。

その観点から、文部科学省は、学習指導要領の中で、主に中学生を対象とした「中学校学習指導要領」について、それまでの課外授業的道德教育から、平成29年「特別の教科道德」として生命の尊厳に対する教育を教科として進めています。

## 2 「命の大切さを学ぶ」教育に、被害者遺族参加の実践的教育を願う

命の大切さを学ぶ上で、家族を失った極限の悼みは、遺族にしか伝えられない境地であり、伝える遺族も筆舌に尽くしがたい心情を吐露することになります。

あの日のこと、あの場面を思いだしながらの話は、頭の中が固まるほど辛いものがあります。

中学校での講演を終えて、正門から出ていく遺族の後姿を見て、ある先生が「非日常の中で生きておられる背中に涙溢れました」とメールを寄せてくれました。

そして、後援の感想文を送っていただくこともあります。感想文を読みながら、生きた教科書になったことに安堵しつつ、自分の立場を見つめ直しております。

昨今の闇バイト事件の様に、わずかなお金欲しさから安易に犯行に加担して、人を殺めるような若者が多い中、命の大切さを教える教育の中に、遺族の心情を伝える実践的教育を取り入れて頂くよう心からお願い申し上げます。

多くの先生方が、熱意ある道德教育に取り組んでいると知りつつも、全国的にそして計画的に充実した教育の達成に至ることを願っております。

2025年（令和7年）3月15日



殺人事件被害者遺族の会・宙の会

会長 小林賢二 代表幹事 高羽悟 他21事件被害者遺族一同